

電子決済端末普及促進事業 Q&A

Q.既にカード決済機を導入していますが、その機械を新しくする場合に補助金は貰えますか？

A.貰えます！

※但し、既存の決済機よりも利便性の向上を図る必要があります。
(例：使えるカードの種類が増える等)

Q.当店は市外に本社があり、高山市内に販売店があるのですが、その販売店でカード決済機を導入する場合に補助金は貰えますか？

A.貰えません。

本補助金は法人にあっては高山市内に法人登記がある法人、個人事業者にあっては市内に住民票がある事業者が補助対象となります。

Q.カード決済機を導入するにあたって、インターネットの回線を契約するのですが、その際にかかる費用も補助対象ですか？

A.一部補助対象です！

補助対象となるのは、回線を使える状態にする為の工事費用と機械購入費です。契約にあたっての契約料等は補助対象外ですのでご注意ください。

Q.先日カード決済機を導入したのですが、補助金は貰えますか？

A.貰えません。

補助金を受給するには、まず当社まで補助金の申請をしていただき、交付決定が出た後に、契約書を交わす等導入にあたっての具体的な動きをしていただきます。本補助金の受給を希望される方は、必ず事前に当社までご相談ください。

Q.タブレット端末を利用したカード決済機を導入したいのですが、その為に利用するタブレット端末も補助対象となりますか？

A.タブレット端末は補助対象となりません。

様々な用途に使用可能なタブレット本体は補助対象とはなりません。この場合補助対象となるのは、タブレットに接続するカードリーダーの機械代と、アプリケーション代、インターネット回線工事費のみになります。

Q.当社は高山市内に2店舗販売店がありますが、両方に1台ずつ決済機を導入する場合、2台分の補助金は貰えますか？

A.貰えます！

補助金は1店舗につき1台までとなっているので、2店舗に1台ずつ導入する場合、1店舗に1台の導入となるので補助対象となります。

Q.カード決済機を導入するにあたって決済機代が10万円するのですが、10万円全額を補助金として貰えますか？

A.補助金は5万円までです！

本補助金の限度額は5万円までです。決済機を導入する為にかかった補助対象費用のうち、5万円までは全額補助金が貰えます。5万円を超える部分は自己負担となります。

※今回の場合の自己負担額

導入経費10万円 - 補助金5万円 = 自己負担額5万円

Q.カード決済機代が5万円(税込)するのですが、全額補助金が貰えますか？

A.消費税分は補助対象外です！

補助対象となるのは消費税を抜いた額となります。また、千円未満の端数が出た場合は端数切り捨てで補助金の計算がされます。

※今回の場合の補助金額

導入費5万円(税込)から税抜価格を求めます

↓

税抜き価格46,296円(消費税8%時)

↓

補助金額は千円未満切り捨てとなります。

今回の場合は『46,000円』の補助金が貰えます

この他ご不明な点や、詳細をお聞きになりたい場合は、直接事務局までご相談ください！

株式会社 まちづくり飛騨高山

〒506-0025 岐阜県高山市天満町5-1 (高山商工会議所内)

TEL : 0577-57-8765 FAX : 0577-57-8764

E-mail : info@machidukuri-hidatakayama.com